



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

207 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	1
208 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	2
209 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃)	2
210 林業種苗生産事業者の登録証記載事項の変更	(〃)	2
211 公共測量の終了	(技術調査課)	3
212 都市計画事業の認可	(道路建設課)	3
213 都市計画事業の事業計画の変更認可	(〃)	3

○ 監査公表

監査公表第4号	4
監査公表第5号	5
監査公表第6号	6
監査公表第7号	7

告 示

和歌山県告示第207号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和6年2月20日指定した。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	アサ芸Secret! Vol. 86	20018-3/1	徳間書店
雑 誌	実話BUNKAタブー 3月号	05375-03	コアマガジン
コミック	魔物語愛しのベティ 魔女のベティと宿命の別れ	50465-38	リイド社
コミック	読者投稿DX みんなのアブない事件簿	57980-97	ぶんか社
雑 誌	芸能お宝最新特報BUZOOON!!! Vol. 16	ISBN978-4-89212-724-3	インテルフィン
雑 誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol. 9	ISBN978-4-8130-4743-8	大洋図書
コミック	ケン月影珠玉作品選 十兵衛・武蔵編	59003-72	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第208号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第209号

令和6年和歌山県告示第89号（以下「告示第89号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

柳瀬岳史

藤原茂信

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第89号のとおり

和歌山県告示第210号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録証の記載事項の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は 名 称	住 所			
7906	株式会社中川	田辺市文里二丁目32番7号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	株式会社中川 代表取締役 中川文惠 田辺市文里二丁目32番7号	株式会社中川 田辺市文里二丁目32番7号
			生産事業の内容	幼苗の育成	種穂の採取及び精選並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

和歌山県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があつたので、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和5年10月17日から令和6年2月2日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・5・12号目良線
- 3 事業施行期間
令和6年3月5日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県田辺市天神崎及び目良地内
使用の部分
なし

和歌山県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・5・7号外環状線
- 3 事業施行期間
令和2年11月20日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
令和2年和歌山県告示第1445号の事業地のうち、和歌山県田辺市文里一丁目及び二丁目地内において、事業地を変更する。
使用の部分
令和2年和歌山県告示第1445号の事業地のうち、和歌山県田辺市文里一丁目地先海面において、事業地

を変更する。

監査公表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和5年11月2日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局建設部

土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立有田中央高等学校

随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立たちばな支援学校

教科用図書を二重に給与し、過給与分の教科書代金相当額を国へ返納している事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所 日高振興局	令和5年11月9日 令和5年11月21日
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	"
和歌山県立紀央館高等学校	"
和歌山県立南部高等学校	"
和歌山県立みはま支援学校	"
和歌山県御坊警察署	"

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県東京事務所

(ア) 物品の廃棄業務委託について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。

(イ) 資金前渡により購入した消耗品の納品について、納品検査が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局建設部

- (ア) 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理したい。
- (イ) 廃川敷地については、令和4年度末で1件が未処理となっている。
- 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。
- (ウ) 椿山ダム修繕工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理したい。
- ウ 和歌山県立南部高等学校
修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理したい。

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和5年11月30日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

郵便切手類使用簿について、購入された枚数が記載されず、誤った枚数となっているにもかかわらず検印していたので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局農林水産振興部

県有林管理委託業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局建設部

(ア) 廃川廃道敷地については、令和4年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 農林水産業使用料（漁港占用料）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていなかったので、適正に処理されたい。

エ 紀南県税事務所

県税の収納において、納付書兼領收証書を再発行した際に、誤った納付書兼領收証書を交付し返金している事例があるので、適正に処理されたい。

オ 紀南児童相談所

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があるので、適正に処理されたい。

カ 白浜警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和5年12月25日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

東牟婁振興局新宮建設部

長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。

当該工事について、現場確認と進捗管理が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局健康福祉部

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

　a 調定の時期を遅延し、日付を遡り調定していた。

　b 年度を越えて調定していた。

(イ) 隨時の資金前渡による消耗品の購入において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったので、適正に処理されたい。

(ウ) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(エ) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 新宮港港湾保安警備業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

(イ) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立串本古座高等学校

負担金の支出負担行為において、契約を締結しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立新宮高等学校

外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新翔高等学校

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。